

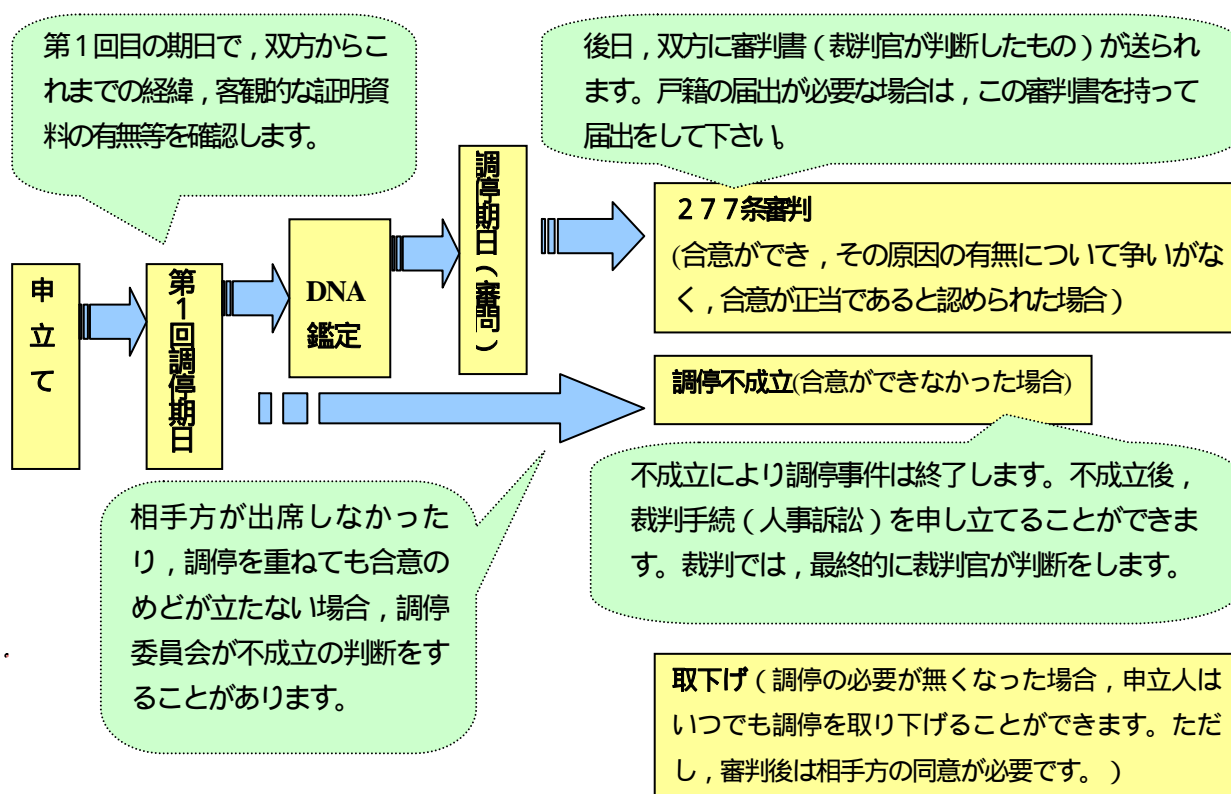
家事調停について

京都家庭裁判所調停係

調停とは、裁判所における当事者双方の話し合いです。今回申し立てられた277条審判手続は調停手続の一種で、婚姻又は養子縁組の無効（取消）、親子関係不存在確認や認知など特定の身分関係に関するケースについて、当事者間に合意が成立し、その原因の有無について争いがなく、当事者間の合意を正当であると認めた場合、裁判手続によることなく当該合意に相当する内容の審判をし、判決と同一の効力を付与する手続です。

調停を円滑に進めるためにも、この案内をよく読んでおいてください。

調停手続（277条審判手続）の流れ



DNA鑑定について

親子関係不存在確認や認知事件において、血液型等によって客観的に事実関係を証明できない場合は、DNA鑑定を行うことがあります。DNA鑑定の手続は裁判所で行いますが、DNA鑑定の費用は、原則申し立てた方の負担となります。鑑定費用は10万円程度です。

調停は、調停委員会（裁判官又は家事調停官1名と調停委員2名で構成）が担当し、当事者双方のお話を個別に、交互にうかがう形で進みます（事案によっては双方同席でお話をうかがうこともあります）。お話をうかがうのは、原則として当事者ご本人のみからで、弁護士以外が同席することはできません。

調停は非公開で行われますので、個人や家庭の秘密は固く守られます。

裏面に続く

【お願い】 裁判所に電話をする際には

裁判所は多数の事件を扱っているので、氏名だけをお聞きしても、担当者を探すのに、時間がかかります。家庭裁判所へ電話をかけると電話交換手が出ますので、担当書記官名（通知書に記載されています。）を教えてください。担当書記官が出たら、裁判所からの通知に書かれた事件番号、調停期日、氏名を教えてください。事件記録で確認した後に、ご用件をうかがいます。

京都家庭裁判所 075-722-7211（代表）

～・～・～ よくある質問 ～・～・～

☆ 調停は、何回くらいで成立するものなのですか？

2～3回で成立しているものが多いといえますが、事案の内容や個々の事情ごとに様々です。1回で合意ができて終了する場合もあれば、何回も期日を重ねる場合もあります。

なお、1回の期日でお話をうかがう時間は、双方の合計で1～2時間です。過去の経緯や対立相手への不満などにこだわるのではなく、調停で実現したいことや解決にポイントを絞って、まとめて要領よく話をするようにしてください。

☆ 調停には、誰が出席できるのですか？

当事者ご本人と、代理人弁護士が付いている場合にはその弁護士が出席できます。弁護士以外の親族や援助者などは、付き添いで来ていただくことは構いませんが、原則として調停に同席することはできません。

☆ 代理人弁護士を付ければ、当事者本人は出席しなくてもよいのですか？

手続上は、代理人弁護士のみでの出席で調停を進めることも可能ですが、当事者双方の意見や主張を聞きながら、柔軟に解決を探る手続ですので、ご本人が出席して意見や気持ちを伝えていくことが、より良い解決のためには大切です。

もし、やむを得ない事情で代理人弁護士のみでの出席になる場合でも、事前によく打合せをして、考え方を理解してもらったり主張を整理しておいてください。調停当日は、代理人弁護士と携帯電話等で連絡を取れるようにしておいてください。

☆ どちらかが調停に出てこない場合はどうなるのですか？

争い事が適切に解決されるよう、当事者双方には、手続きに誠実に応じていただく必要があります。そのため、調停に応じない当事者には、調停に出てくるよう裁判所から重ねて促すこととなります。それでも一方が調停に応じない又は事情によって応じられないことが明らかな場合には、調停は不成立となります。

☆ 都合が悪い場合、調停期日を変更してもらえますか？

一度決められた調停期日は原則として変更できません。双方の事情や話し合いの状況により変更することもあります。変更後の期日はある程度先になります。

☆ 裁判所から弁護士を紹介してもらえますか？

裁判所が弁護士の紹介やあっせんをすることはできません。ご自身のご判断で、弁護士会や市区役所で行われている法律相談窓口をご利用ください。